

## 浄化槽等を廃止する場合の 最終清掃の実施について

家屋の解体や下水道などへの接続に伴って、使用していた浄化槽や汲み取り便槽を廃止する際には、汲み取りして終了するのではなく、清掃および消毒の最終清掃が必要となります。

浄化槽内などに残存する汚水や汚泥を水路へ放流したり、そのまま投棄（埋戻）することにより、不法投棄の法律違反となり5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）に処せられます。

※区域の浄化槽清掃許可業者に最終清掃が済んでいるかを必ず確認し、なければ依頼してください。

(参考)

「し尿・浄化槽の収集運搬および浄化槽の清掃の許可業者」(環境政策課 HP より)

[https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyou/sinyou-joukasou/sinyo\\_joukasou\\_kyokagyosha.html](https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyou/sinyou-joukasou/sinyo_joukasou_kyokagyosha.html)

また、浄化槽を廃止したときは、「廃止の届出」が必要です。



今治市役所 環境政策課